“フロン排出抑制法対策セミナー” のご案内

きちんとした法令遵守をお考えの方
“簡易点検” を既に自社で行っている方

定期点検をどこに依頼しようか考えている方へ
フロン管理の外部委託をお考えの方

平成２７年４月１日にフロン法が改正され「フロン排出抑制法」として全面施行されました。地球温暖化対策として、この法律はフロンをお使いの機器を保有する全ての管理者に法令順守を求めています。特に管理者（フロン機器の所有者）には多くの法律上の義務と共に守らない場合には罰則規定も定められております。ENV では法令施行依頼、本セミナーを各都道府県にて開催し、皆様に周知を頂きました。以降、当センターにて点検代行をさせて頂いている会社様も増えました。また**今回新たに簡易点検を自社で行っている皆様へクラウドを活用した効率的に点検業務時間とフロン管理に関わるコストの大幅な削減が可能なフロン管理システムをご案内致します。**まだ点検に着手されていないお客様から、既に点検に着手されているお客様まで参加頂けましたら有益なセミナーをご用意しております。法令順守の上でも一助となるセミナーとなっておりますので、ぜひともご参加下さいますようご案内申し上げます。

対象機器一例（＝第一種特定製品）

業務用エアコン

エアードライヤー（内蔵含む）

チラー／オイルコン

スポットエアコン

ウォータークーラー

日時	２０２０年２月２１日（金） １０：００～１５：００　（開場　９：４５）
会場	ENV 一般社団法人冷媒総合管理センター東京本部 東京都港区浜松町 2-2-15 浜松町ゼネラルビル９F TEL：03-5405-1039
費用	無料（事前申込制）
講師	一般社団法人　冷媒総合管理センター
セミナー内容	① 法律「フロン排出抑制法」とは ② 企業の管理者に求められる点検内容とは ③ 各ユーザー様の取り組み事例紹介 ④ 法令順守の為に行うべきポイントとは ⑤ クラウドを活用した点検システムのご提案

一般社団法人冷媒総合管理センターのサービス

◇第一種特定製品の簡易点検（３ケ月に１回）
◇第一種特定製品の定期点検
（３年に１回または１年に１回）
◇第一種特定製品の現場調査・配置図作成
◇ガス回収（機器廃棄）工事
◇第一種特定製品の更新工事
◇第一種特定製品のフィルター洗浄工事
◇第一種特定製品の空調機洗浄工事

※「第一種特定製品」とは業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器であり、冷媒としてフロンが使われているものを言います。

お申し込み　　ＦＡＸ　０４６７　－　３　８　－　６３９２

御社名	電話番号 ＦＡＸ番号
ご氏名 部署・役職	ご氏名 部署・役職
※ご参加は１社２名様までとさせて頂きます ※個別相談を希望される方は右のカッコに〇を御願いします	◇セミナー後の個別相談会に参加する（　　） ◇セミナー翌日の個別訪問を希望する※先着順（　　）

主 催

一般社団法人 冷媒総合管理センター
１０５－００１３ 東京都港区浜松町 2-2-15　浜松町ゼネラルビル９F
問合わせ先　ＴＥＬ０３－５４０５－１０３９